

## 会則の主な変更点

1. 最高議決会議を幹事会とする ⇒ 第8条(1)

これにより、総会は「大会」と名称を変更する⇒ 第10条

2. 運営委員の執行部門を事務局、企画、広報、会計とする⇒ 第7条(3)

これにより、庶務、名簿管理は事務局、編集、HP管理は広報に包括される。⇒別紙「運営委員の執行部門と内容」の表を参照

3. 研究会の条項を設ける⇒ 第9条

4. 「本学卒業後60年を経た会員からは会費を徴収しない」を追加⇒ 第11条(3)

5. その他 「会則変更」の条項を削除し内容を第8条に移動。

そのほかの文章を整理した。

令和5年4月1日

## 衣の会 沿革・会則(案) ※赤字は変更・修正点

### ●衣の会とは

衣(きぬ)の会は、1986年(昭和61年)7月に、日本女子大学被服学科およびその前身の生活芸術学科の卒業生と被服学科の教員、在学生在を会員として設立されました。

現在、会員の生涯学習と情報交換を目的として、会報の発行、大会、講演会、講習会、見学会の開催、造形作品展などを実施しています。そのほか、同じ趣味や目的をもつ会員グループの研究活動も年々活発になっています。

### ●衣の会 会則

(名称)

第1条 本会は日本女子大学被服学科衣の会と称し、事務局を日本女子大学被服学科内に置く

(目的)

第2条 本会は衣生活に関する様々な新しい情報の交換と、生涯教育の場として役立てる事を目的とする

(事業)

第3条 本会は第2条の目的に沿って次の事業を行う

研究会・講演会・会報の発行など、本会の目的を達成する為に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は以下のとおりとする

(1)正会員

被服学科教員

日本女子大学家政学部生活芸術科被服専攻及び被服学科の卒業生

日本女子大学大学院家政学研究科被服学専攻の卒業生

被服学科旧教員・非常勤講師及び旧非常勤講師で本会の目的に賛同する者

上記以外で本会の目的に賛同し、本会で承認された者

(2)学生会員 日本女子大学家政学部被服学科在校生

(3)賛助会員 本会の目的に賛同する個人または法人で、本会で承認された者

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く。

(1)会長1名、副会長若干名、運営委員若干名、幹事（各回生より選出されたもの）、監事2

(2)名役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする

(1)運営委員会で会長候補者を選出し幹事会で承認する

(2)副会長、会計、監事、運営委員は会長が委嘱する

(役員役割)

第7条 役員役割は次のとおりとする

(1)会長は会を代表し会務を統括する

(2)副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代理する

(3)運営委員は執行部門である事務局、企画、広報、会計のいずれかの業務を行い、当会の運営にあたる

(4)幹事は会員との連絡をはかり、幹事会を構成する

(会議)

第8条 会議は幹事会及び運営委員会、会長・副会長会とする

(1)幹事会は当会の最高議決会議であり、幹事は会員の代議員として議決権を持ち、決算・予算及び事業報告・計画、会長選出、会則改正等を審議し承認する 決定事項を大会にて報告する

(2)幹事会は定例幹事会及び臨時幹事会とする

(3)定例幹事会は年1回開催する 臨時幹事会は会長が必要と認めた時に開催する

(4)幹事会は会長が招集し議長となる

(5)幹事会の議決は出席者（委任者を含む）の過半数で決し、同数の場合は議長が決する

(6)運営委員会は事務局、企画、広報、会計が立案、執行したものを協議し、結果を幹事会へ提出する

(7)運営委員会、会長・副会長会は会長が必要と認めた時に開催する

(研究会)

第9条 会員は目的をもって研究会を作ることができる

(1)研究会の代表は運営委員会に出席することができる

(2)大会において研究会の報告を行う

(大会)

第10条 年1回の大会を開催し、幹事会で承認された決算・予算及び事業報告・事業計画を会長が報告する

(会計)

第11条 本会の会計は会費その他の収入による

(1)本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする

(2)正会員の年会費は2000円とする

(3)本学卒業後60年を経た会員からは会費を徴収しない

※令和5年4月1日 会則変更の項目は削除し、(会議)第8条(1)移動